

23

## 若年者納付猶予の手続きについて 教えてください

手続きは、住民登録をしている市区町村の国民年金担当課（窓口）へ申請することにより行います。

若年者納付猶予は、申請により保険料の納付が猶予されるものです。

若年者納付猶予は、申請者本人と配偶者の前年所得が審査の対象です（申請時期によって前々年の所得で審査を行う場合があります）。

所得基準は、全額免除と同じで、（扶養親族等の数 + 1）× 35万円 + 22万円となります。

手続きは、住民登録をしている市区町村の国民年金担当課（窓口）へ申請することにより行います。

申請書は、年金事務所または市区町村役場の国民年金担当課（窓口）に備え付けてあります。申請の際に必要な添付書類は、下記のとおりです。なお、郵送でも申請できます。

保険料免除・猶予の申請用紙は、年金事務所に請求するほか、日本年金機構のホームページから印字（プリントアウト）することもできます。記入例を参考に申請用紙に記入して、下記の添付書類とともに住民登録をしている市区町村の国民年金担当課へ郵送します。

### 【必要な添付書類】

- ① 年金手帳または基礎年金番号通知書（必ず必要）
- ② 前年（または前々年）所得を証明する書類  
原則として所得を証明する書類の添付は不要です。
- ③ 退職（失業）した人が申請を行うときは、退職（失業）したことを確認できる書類  
退職（失業）による特例により申請を行う場合は、雇用保険受給者証、雇用保険被保険者離職票等の写しを添付してください。